

## 登別市行政事務改善委員会設置要綱

(設置)

第1条 簡素で効率的な行政事務を推進し、市民サービスの向上を図るため、登別市行政事務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を調査、検討し、市長に意見を具申する。

- (1) 事務改善に関すること。
- (2) 日常経費の節減及び節約意識の向上に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、行政経営グループを所管する総務部次長をもって充て、副委員長は行政経営グループ総括主幹をもって充てる。
- 3 委員は、各部長の指名する主査職以下の職員及び総務部長が指名する職員15名以内をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長不在のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 総務部長は、必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、臨時の委員を置くことができる。
- 7 委員の任期は、指名された日の属する年度の末日までとする。

(招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部行政経営グループにおいて処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成3年11月1日から施行する。

(登別市日常経費節減委員会設置要綱の廃止)

- 2 登別市日常経費節減委員会設置要綱（昭和56年訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。